

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成25年5月15日現在

機関番号：32612

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2012

課題番号：23652076

研究課題名（和文） 等級的基準作製の観点から見た日本所在中国古籍鑑定研究

研究課題名（英文） A Study of judge method of Chinese classical text in Japan, vest a class in these text, and this class is settled by China expert advisor.

研究代表者

高橋 智 (TAKAHASHI SATOSHI)

慶應義塾大学・斯道文庫・教授

研究者番号：80216720

研究成果の概要（和文）：日本に所在する漢籍について、その国際的同一基準を、中国の古籍善本等級基準を日本にあてはめて整理をすることが最も適当であると判断し、中国で現在行われている国家プロジェクト・「古籍等級基準作製と応用」に関する専門的情報の収集を行い、その諸問題を、中国国家図書館の専門家・国家図書館副館長・陳紅彦、同研究員・李際寧の両氏にお話いただいた。数回の討論を重ねた結果、両国の漢籍所蔵流伝状況の違いを明確に確認することができ、日本独自の等級を作製する方向性を摸索した。

研究成果の概要（英文）：I could gather materials relate to judge method of Chinese classical text which was China government settled in 2007. A head of China national library Chen Hong Yan, research worker Li Ji Ning, visited to Japan, at Keio university gave a lecture on this theme. We discussed value of Chinese classic text in Japan and Chinese judge method which are applied to these text in Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文学・各国文学・文学論

キーワード：漢籍・等級・中国

1. 研究開始当初の背景

日本に於いては、漢籍の特に貴重なものに関して重要文化財などの指定を受けるが、それ以外の日本流伝漢籍の価値が中国に於ける価値基準とどのような関連性があるのか不明になっている。

日本に漢字文化の基礎として輸入保存されてきた中国の宋代以前の写本、また宋・元・明・清の貴重な刊本は、文化財等に指定されていないもの、新発見のまま保存されているもの、その数は相当数にのぼると思われる。

日本中世までの漢籍を振り返るとき、その源流である中国古籍の果たした役割の重大さは論を俟たない。そこで、中国で進行中の、古籍を等級によって価値分類する国家プロジ

ェクトと共同研究を行い、日本に即した中国古籍の価値基準等級を試作し日本の漢字文献を世界的共通価値判断基準によって分類整理する事業を遂行する時期にきている。

2. 研究の目的

このテーマは日本固有の漢字文化と中国渡来の書物文化の発展的交流をより確かな価値基準によって概観し得る可能性を持つ。そもそも日本の漢字文化は3世紀の『論語』『千字文』流入から写本文化として発展、7-8世紀頃中国の印刷術が伝わり、仏典を中心とした印刷文化も写本文化と同時に発展した。これより日本の漢籍の歴史が始まるが、ここでは日本で生産された漢籍テキストと区別して、

中国で生産されたものを中国古籍と呼ぶ。奈良時代・平安時代は奈良・京都の寺院を中心として日本独自の写本・印本（刊刻年号最早の1088年刊『成唯識論』など）が増産される一方、空海らの留学僧が将来した唐・宋の刊・写本（中国古籍）が日本に受容された（僧喬然は宋より開宝大蔵経を賜り将来した）。ここで中国渡来の刊本・写本、日本独自の刊本・写本は二系統のテキストとして流伝することとなる。そして、平安時代末期から鎌倉時代にかけて宮中に次々と設けられた博士がこれら二種のテキストを吸収し、鎌倉時代から南北朝時代に至るまでに、日本の留学僧が将来し、また貿易によって渡来した中国の写本・刊本は、仏典・外典を問わず、日本の書物文化の基礎となり、更なる日本での覆刻本（五山版）や日本人による写本を生み出していった。その営為の中心は東福寺・建仁寺などの寺院であり、室町時代にまでその学風は引き継がれてゆく。そして、戦国時代を迎え、次第に武士の力が文武に亘って台頭してくる。朝鮮活字の影響を受けた古活字版が一世を風靡し、朝鮮版とともに武士に歓迎されたが、その底本となったのは中世大陸渡来の刊本であり、博士家伝来の写本であった。以上、中世までの漢籍を振り返るときその源流である中国古籍の果たした役割の重大さは論を俟たず、既に再び日本から中国を始めとする国外に流出したのも少なくないが、現在わが国に中世期から依前として伝わる中国古籍は、宋代以前の写本、宋・元・明の刊本を中心として、文化財に指定されているもの、いまだに指定されないもの、新発見のまま保存されているもの、その数は数千点を降らないと思われる。更に、江戸時代に至ると、漢学全盛の時代を迎え、大名や藩校を中心とした蔵書文化が全国に流布する。その漢文蔵書の中心は江戸・京都・大阪の出版に係るもので、大陸渡来の中国古籍は、明・清の流布本が多くを占めた。概観すれば、わが国の漢字文化を支えた中国古籍は(1)古代・中世から伝わる唐写本・宋・元刊本、(2)近世に流行した明・清刊本、(3)近代に流入した、古くから中国に流通してきた古刊・古写本ということになる。そして主要な所蔵機関もその歴史に応じた蔵書内容となっている。問題はこのような大量の中国古籍を、整理目録作成データ公開という方法によって活用を試みている現在、保存・保護、時代や流伝を背景とした価値判断をどのような鑑定基準をもって、中国・米国・欧州等の世界的学術動向と共生していくか、ということである。

現在中国では「古籍普查」という巨大国家

プロジェクトが進行している。2007年に文化部が「国家古籍普查工作方案」を發布し、全国公共図書館の所蔵する古籍2700万冊（うち貴重本230万冊を含む）について、書名・装訂・収蔵印など詳細な登記を電子形式で行ったうえ、2006年に文化部の定めた「古籍定級標準」に従って、全ての古籍に等級を定め、文化価値の把握と保存公開の枠組みを摸索している。既に全国の図書館で作業が行われ、各省では「山東省珍貴古籍名録」など、国家級では「国家珍貴古籍名録」など、等級に応じた古籍の配列を公開し、文化財としての保存力を強化している。また、この作業に当たる専門知識向上に向けた講習会・研修も盛んに行われている。

却って日本は戦後いち早く文化財の保護を打ち出し、古典籍に関しても国宝重文の指定を重ねたが、現在ではその指定品以外の発見や新たな価値摸索の観点から、基準・鑑定作業ともに世界の動向に準じているとは言い難い現状にある。従って、その中国の鑑定基準（等級）を基礎にして、中国の専門家の協力を得て、世界共通の基準を摸索し、日本所在の中国古籍を等級的観点から整理して順次「古籍名録」を世界に発信していく体系システム作りが急務であると考えるのである。

無論現段階で中国のような所在全冊について調査する（普查）のは不可能であるが、先ず第一歩として中国で施行されている「古籍定級標準」を基に日本独自の古籍流伝の価値（例えば所蔵者に特徴があること、書き入れ者が著名であることなど）を鑑みて、日本所在中国古籍の「鑑定基準」の理念を摸索し、マニュアル化の第一歩を踏み出すのが目的である。

3. 研究の方法

中国の古籍等級分類の基準と方式を学び、それを応用して、中国の専門家の意見を伺い、討議を重ねて基準の方向性を定める。中国古籍普查（全体の調査）に関する概要と実動の技術を把握、例えば、等級を1級甲乙丙、2級甲乙丙、3級甲乙丙、4級とランクを定めるが、その具体的な事例を学ぶこと。その成果である『中国国家珍貴古籍名録』（各図書館・各省による等級別の古籍リストの公開）を吟味し、その編輯方法を学び、基準（定級）の理念を実際の作業に照らして応用する手順を吸収すること。

京都大学・高田時雄教授らによる京都大学人文科学研究所作製の日本所在漢籍データベースなどの成果を踏まえ、高田教授には様々なご協力アドバイスをいただく。日本の中国古籍等級基準作製のための、準備調査と国際会議開催に於ける参加者、即ち、研究協力者

は次に示す専門研究者である。

[研究協力者]

高田時雄（京都大学教授）古代写本基準について

陳力（中国国家図書館常務副館長・研究館員、中国側協力統括）

陳紅顔（中国国家古籍保護センター主任・研究館員・基準作製協力）

張志清（中国国家図書館副館長・古籍館館長・研究館員・宋・元版基準について）

李際寧（中国国家図書館善本組主任・研究館員・古代写本基準について）

黄仕忠（中山大学教授、明刊本基準担当）

杜澤遜（山東大学教授、清刊本基準担当）

平成23年度は、高田教授に研究目的に沿った講演をいただき、各機関の担当者と討論の場を設ける。平成24年度に、中国国家図書館の古籍保護担当主任、副館長を招聘し、中国での古籍普查プロジェクトの概要を発表いただく。日本の主要な漢籍所蔵乃至研究機関に声をかけ、東京で第1回目の国際検討会議を開催する。既に、中国全土で使用されている「古籍普查事業養成講座課本」の内容を具体的に説明いただき、等級の意義や鑑定・保護の観念を中国の立場として説明いただき、日本の専門家にご理解いただく。また、「第一批・第二批国家珍貴古籍名録図録」として出版済みの参考図録の概要も説明いただく。更に、日本側の漢籍研究の現状から、日本所在漢籍（中国古籍）の特徴をも討論し、中国側専門家に、日本の実状を理解していただく。その際に日本の所蔵機関で、主要な機関の周辺をなす、公開率の高くない寺院や財団などの状況を理解していただくために、中国側専門家とともに東京・京都の調査を行う。また、高橋は、北京の古籍保護センター（国家図書館内）を訪問して協力体制を依頼、参考として、「中国古籍定級標準」の規定では、まず古典籍を文明の財産と位置し、三性の原則を重視する。即ち、歴史文物としての価値、学術資料性の価値、芸術代表性の価値の三原則である。そのもとで、書物を原稿・用紙・印刷（書写）という三つの条件で分別、つまり内容と時代、そして技術という面から書物の価値を定めていく方法である。こうした条件を吟味して、例えば、一級古籍甲は、北宋及び北宋以前（遼・西夏を含む）の刻印・鈔写の古籍、一級古籍乙は、元代及びそれ以前（南宋・金・蒙古を含む）の刻印・鈔写の古籍、一級古籍丙は、明清時期各学科名家名著・代表性の稿本、特殊技法による印刷本、明代及び明代以前の特殊な用紙による印刷書写、特殊な装幀を有したものの、という基準が作製

されている。

日本の所在本についてこの基準を応用する場合、日本での長い流伝の歴史と受容の特性を考慮しなければならない、その定義には一考を要するが、大局的に中国の基準に即した応用性ある基準を目指し、文化財としての漢字文献の整理に役立てる。

4. 研究成果

中国国家図書館の協力を得て中国の古籍保存等級の方式を入手、専門家の講演を通じて、意見交換を行い、日本に於ける漢籍価値基準の概略を摸索することができた。宋・元の古い時代の典籍が日本に渡来した場合と、近代になって日本に流入した場合の区別、保存状態による区別など、中国と日本の基準作製の違いのポイントを明確にすることができた。また、この基準作製によって、国際的な日本漢字文献の基準と実体を再確認することが可能であることが明かとなった。京都大学人文科学研究所高田時雄教授による講演「明治期の古典籍流出」により、日本の漢籍をとらえる視点を討論、中国国家図書館・陳紅彦氏、同・李際寧氏による中国古籍普查と等級について講演を開催、高田時雄教授の主持のもと、中国と日本の特徴的差異についての討論を行うことができた。その概要は以下の通り。

シンポジウム

第1回：平成24年3月14日（水）於慶應義塾大学北館第二会議室

講演：高田時雄教授

題目：「明治期の古典籍流出」

出席者約30名、講演の後、討論を行う。

第2回：平成24年11月28日（水）前回と同じ会場

講演：中国国家図書館古籍館副館長・陳紅彦氏、中国国家図書館研究員・李際寧氏

題目：「中国古籍保護と普查事業の現状」（陳）

題目：「中国古代写本の真偽と等級」（李）

評論：高田時雄教授

出席者約30名、講演・評論後、質疑応答。

中国に於ける「全国古籍保護工作」については以下の現状を把握できた。

また、陳・李先生には、日本の文化財状況の一端を参考にしていただくことも含め、京都国立博物館の赤尾栄慶先生と資料調査とともに討論、愛知の猿投神社にて重要文化財の漢籍を多数調査していただいた。

2007年1月19日、国務院は、「中華人民共和国文物保護法」「国務院文化遺産保護強化に関する通達」（2005年）「国家十一五時期文化発展規格綱要」（2006年）に準拠して、古籍保護に関する意見を、各省・自治区・直轄市人民政府・国務院各部委・各直屬機構にたいして提出した。その主要な項目は次の通りで

ある。

(1) 古籍保護工作の重要性と損失・海外流出を防止

(2) 古籍収蔵の全国調査・中華古籍聯合目録編纂・古籍のデータベース化

(3) 国家珍貴古籍名録の編纂・古籍保存書庫の標準化

(4) 全国古籍重点保護単位の創設と単位に於ける古籍修復工作

具体的には 3～5 年の間に全国に於いて古籍の登記作業を展開、標準定級により、編目作業を進め、国家図書館が統一をはかる。この登記・定級作業により、国際協力おも行い、全国統一の中華古籍目録の編纂を意図する。また、古籍整理を一層進め、影印出版、デジタル化による複製など公衆に向けた古籍資源の開放と研究利用を促進することと定められた。これにより、古籍保護工作には財政部が多大な資金援助を確約し、人材育成・国際交流にも肩入れがなされた。

2007 年 8 月には実際の工作の指針がしめされ、

「古籍定級標準」

「古籍普查規範」

「古籍特蔵破損定級標準」

「古籍修復技術規範与質量要求」

「図書館古籍特蔵書庫基本要求」

に依拠して各古籍の登記・定級・著録がそれぞれの図書館によって開始された。

○一級古籍について、「国家珍貴古籍名録」「全国古籍重点保護単位名録」を 2009 年 8 月から 2010 年末までに作製する。二級以下は順次作製する。

○その準備期間として、2007 年 8 月から 1 年の間、全国 57 の単位で試行を開始した。また、文化部に全国古籍保護工作專家委員会が組織され、傅熹年・馮其庸等を顧問とした 66 人によって構成された。

○定級は、

一級古籍 (甲・乙・丙)

二級古籍 (甲・乙・丙)

三級古籍 (甲・乙・丙)

四級古籍

に分かれ、詳細な定義がなされている。

古籍定級については以下のように定める
古籍定級とは古典籍に等級を定めることである。2006 年 8 月 5 日中華人民共和国文化部が發布した『古籍定級標準』は同年 10 月 1 日正式に実施された。

(1) 範囲

① 依拠

2001 年中華人民共和国文化部が発令した『文物藏品定級標準』と『一級文物定級標準举例』

に記される善本古籍蔵品に関する精神に基づき、『中国古籍善本書目』編纂時に提言された善本鑑定「三性原則」と「九項条件」を鑑みた。

② 対象

対象は漢文の古籍である。簡策・帛書・敦煌遺書・金石拓本・輿図・書札・魚鱗冊・契約・文告・少数民族語文図書・域外翻刻鈔写の中国古籍。日本刊本・朝鮮刊本は含まれない。

③ 適用範囲

全国の図書館、博物館、等の古籍保護・整理・利用に供する。同時に出版・教育・研究、さらに国内外の関連する組織にも供する。

(2) 構成

① 時代による区分。元時代およびそれ以前(遼・西夏・金・蒙古時期を含む)に出版・鈔写された古籍を一級とする。明洪武 1 年(1368)から隆慶 6 年(1572)までに出版・鈔写された古籍を二級とする。明万曆 1 年(1573)年から清乾隆 60 年(1795)までに出版・鈔写された古籍を三級とする。清嘉慶 1 年(1796)から宣統 3 年(1911)までに出版・鈔写された古籍を四級とする。

② 価値の高低による区分。とりわけ重要な歴史・学術・芸術価値のある代表的古籍を一級とする。重要なこれら三つの価値ある古籍を二級とする。やや重要なこれら三つの価値ある古籍を三級とする。一定の価値ある古籍を四級とする。

(3) 定級の原則

① 三性原則：歴史文物性・学術資料性・芸術代表性を鑑みる。刻印鈔写の時代、内容、版本の特徴など。三つを兼ね備えるものとその一・二を有するもの、いずれも考慮されるべきである。

② 時代区分が主ではない：時代的に下るものでも、学術芸術価値があれば定級は上がる。

③ 特殊な価値は定級が上がる：題跋・校勘・印記などに特性があれば、定級は上がる。

④ 保存状態による定級：残巻や破損の具合などで定級が下がることがある。

(4) 原則

その原則を具体的に説明すると以下のようなものである。

① 三性原則。書物の生産には三つの条件がある。それは書稿・紙張・雕版印刷(或は鈔写)である。書稿の内容によって文献価値の高低が定まる。雕印・紙の年代の遠近によってその文物的価値の高低が定まる。そして、その雕版・鈔写の技術如何によって芸術価値の高低が定まる。この三つの要素で定級を定める。

② 時代区分に拘束されない。古籍は時代的にみて、つまり歴史文物性において一等劣る場

合でも、学術芸術価値が高い場合は、一級上げることになる。これをたとえば一級について見ると、歴史文物性を唯一の根拠とするならば、その基準の下限は元代までというのが妥当である。ただし、学術芸術性も鑑みうるといふことであれば、特別な場合に、明清のものでも一級に定めることができる。

③特殊な価値で等級が上がる。特に古籍流伝の過程において題跋・校勘・印記等が加えられている場合、一乃至二等級上がることがある。その例として、

○題識による等級の上昇：著名な蔵書家や学者の題識、または一般の人によるものでも確かな価値があるものについては、上昇する。記名がない場合や過録した場合などは上昇しない。

○校勘による等級の上昇：著名な蔵書家や学者による校勘がなされている場合、かつ一般の人でもその校勘が精審である場合には上昇する。記名がない場合や過録した場合などは上昇しない。

○印記による等級の上昇：歴代の著名な官印・蔵書家の印がある場合は上昇する。一般の印でも篆刻家や印泥が優れている場合は上昇する。無名氏の印や劣悪な印、偽印は上昇しない。

④等級が下がる場合。書品や保存の劣悪な場合には等級が下がるが例を挙げると、焼跡、鼠や虫の損害がある場合は等級が下がる。折れ曲がりや水シミ等は下がらない。また、欠冊や欠葉があつて、残帙となった場合は等級が下がるが、欠葉があつてもほぼ全書揃つていれば下がらない。

定級標準

等級の区分は善本と普通本に分かれ、一二三級が善本で四級は普通本になる。更に一～三級本はそれぞれ甲乙丙に細分される。

一級古籍

特別な歴史学術芸術価値を有するもの。

*元代またはそれ以前（遼・西夏・金・蒙古時期を含む）の刻印・鈔写

*明清の名家の稿本

*明清の朝廷等の編纂に係る巨帙の原本

*明代またはそれ以前の銅活字・木活字・套印・饅版・拱花等特殊な印刷技術を用いているもの

*明代またはそれ以前の特殊な紙を使った印刷・鈔写本、また、装訂が特殊なもの。

*清代の磁版、泥活字印刷本

そして更にこの一級は甲乙丙の三つの等級に分かれる。

○一級古籍甲等

北宋及び北宋以前（遼・西夏時期を含む）刊

刻・鈔写の古籍

『陀羅尼經呪』唐成都府汴家刻本

『刊謬補缺切韻』唐吳彩口写本

『文珠師利菩薩像』五代刻本

『妙法蓮華經』7巻 北宋慶曆4年（1044）泥金泥銀写本

『妙法蓮華經』遼太平5年（1025）刻本

『金光明最勝王經』西夏乾祐20年（1189）

刻本

○一級古籍乙等

元代及びそれ以前（南宋・金・蒙古時期を含む）刊刻・鈔写の古籍

『唐女郎魚玄機詩』南宋臨安府陳宅書籍鋪刻本 清黃丕烈等跋

『棠湖詩稿』1巻 宋岳珂撰 南宋臨安府棚北大街陳宅書籍鋪刻本 清錢儀吉 鄧邦述 傳增湘題跋

『荀子』宋刻宋印本 黃丕烈・汪士鐘・韓 応陞等旧蔵

『漢書』宋刻宋元通修本

『重校正地理新書』金明昌刻本

『重修和經史証類備用本草』蒙古定宗年間張存惠晦明軒刻本

『稼軒長短句』元大徳3年（1299）広信書院刻本

『春秋胡氏伝纂疏』30巻 元汪克寛撰 元至正8年（1348）建安劉叔簡日新堂刻本

（規定）により、等次が原則によって上下することはあり得る。乙級のものでも、甲に上がり、丙に下がる場合もあり得る。以下二・三級の等次調整も同様である。

○一級古籍丙等

明清時期の名著の稿本

『聊齋志異』不分巻 清蒲松齡撰 稿本

『天下郡国利病書』清顧炎武撰 稿本 清錢大昕・黃丕烈跋

明清時期著名学者の批校題跋本

『水經注』40巻 后魏酈道元撰 清全祖望 批校 清趙一清小山堂鈔本

明清時期朝廷編纂に係る大型叢書の原本

『永樂大典』明内府写本

『古今圖書集成』清内府銅活字印本

『四庫全書』清内府写本

以上のような基準理念が明かとなった。我が国の中国古籍に応用する十分な適合性があることがわかった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

[雑誌論文]（計1件）

①高橋智、京師図書館善本簡明書目・稿本に

ついで—中国版本学資料研究—、斯道文庫
論集 査読無、第 47 輯、2013、1-87

〔学会発表〕（計 1 件）

①高橋智、清宮内閣蔵書一斑、第 14 期社会と
文化国際学術研討会、2012 年 5 月 4 日、台湾
淡江大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 智 (TAKAHASHI SATOSHI)
慶應義塾大学・斯道文庫・教授
研究者番号：80216720

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：